

**肥料価格高騰対策事業（肥料価格高騰緊急支援事業）**  
**取組実施者（農業者グループ）の事務手続きについて**

**1 取組実施者の要件**

- ・化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者のグループ
- ・代表者の定めがあり、規約・規程等が整備されていること

農業協同組合、特定農業団体、民間事業者、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、その他農業者の組織する団体等

※農業法人が取組実施者になる場合は、農作業に従事する構成員や従業員が5人以上いることが分かる書類が必要です。

**2 申請スケジュール及び申請書類**

**（1）申請時期**

- ・秋肥分：~~令和4年12月23日（金）まで~~（終了しました）
  
- ・春肥分：令和5年7月20日（木）から10月27日（金）まで  
取組実施者から香川県農業再生協議会（以下「県協議会」）への提出  
※農業者から取組実施者への申請受付、締切日については、各取組実施者で設定してください。

**（2）申請書類**

（国事業分）

- ① 取組計画書の承認申請【業務方法書 様式第1号】
- ② 参加農業者名簿【業務方法書 参考様式第1号】

（県事業分）

- ① 取組計画書の承認申請【県実施要領 様式第2-1号】
- ② 参加農業者名簿【県実施要領 様式第2-2号】

（農業者提出書類の添付）

- ① 農業者申込書【業務方法書細則 様式第1号】【県実施要領 様式第1号】
- ② 化学肥料低減計画書【業務方法書 参考様式第2号】
- ③ 肥料費の分かる証拠書類

- ・予約注文したもの：注文票+請求書 又は 注文書+領収書
- ・店頭で購入（当用買い）したもの：領収書（レシートも可）

※領収書には、購入者、販売元、購入日、肥料名、数量、単価、金額の記載があること。

肥料販売店等で一覧表を作成して提出してもよいが、事前に様式を相談してください。

（参加農業者ごとに、上記必要項目を記載するとともに、発行者の名称、代表者名、担当者名、連絡先を記載してください。）

### (3) 申請書提出

提出先：〒760-8570 高松市番町四丁目-1-10

香川県農業再生協議会（事務局：香川県農政水産部農業生産流通課）

#### ① 紙での提出

- ・(国事業) 取組計画書の申請書【業務方法書 様式第1号】
- ・(県事業) 取組計画書の承認申請【県実施要領 様式第2-1号】
- ・肥料費の分かる証拠書類

(PDF データでも可のもの)

- ・農業者申込書【業務方法書細則 様式第1号】【県実施要領 様式第1号】
- ・化学肥料低減計画書【業務方法書 参考様式第2号】

#### ② エクセルファイルデータでの提出

- ・(国事業) 参加農業者名簿【業務方法書 参考様式第1号】
- ・(県事業) 参加農業者名簿【県実施要領 様式第2-2号】

※取組実施者において、農業者の申請書類、県協議会への申請書類一式は、保存してください。

### (4) 支払い手続き

#### ① 口座情報の取得（農業者→取組実施者）

農業者から支援金の振込口座情報を提出してもらう。【業務方法書細則 様式第2号】

※秋肥申請の際に提出済みの方については、口座の変更等がない限り、再提出の必要はありません。

#### ② 口座情報の提出（取組実施者→県協議会）

県協議会に対し、取組実施者が支援金を受け入れる振込口座を提出する。

【業務方法書 様式第3号】

※秋肥申請の際に提出済みの方については、口座の変更等がない限り、再提出の必要はありません。

#### ③ 支払

県協議会から支援金の支払いがあった場合、速やかに農業者に支払いを行う。

### (5) 事業実績報告（令和6年3月までで支払い手続き完了後速やかに報告する）

- ・取組実績報告書【業務方法書 様式第4号、様式第1号別添、参考様式第1号】
- ・(県事業) 取組実績報告書【県実施要領 様式第6号、様式第2-1号別添】

### (6) 取組中間報告（令和5年12月）

- ・農業者から【業務方法書細則 第3号】、【業務方法書 参考様式第4号】を提出してもらい、【業務方法書 様式第6号】を作成し、県協議会に提出する。

### (7) 取組実施状況報告書（令和6年11月）

- ・上記（6）と同様、農業者から書類を提出してもらい、【業務方法書 様式第5号】を作成する。あわせて、県事業【県要領 様式第7-1号、7-2号】を作成し、県協議会に提出する。

## 3 留意事項

### (1) 対象となる肥料の確認について

- ・当該支援金の対象となる肥料は、肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づく肥料が対象です。（化学肥料以外も含まれます。）
- ・対象かどうか不明な場合は、  
肥料登録銘柄検索システム (<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4.html>) などで確認してください。  
ただし、届出肥料の場合は肥料製造会社、又は、県農業経営課に確認してください。

### (2) 市町の独自補助金との調整について

- ・国の肥料価格高騰対策事業、県の肥料価格高騰緊急支援事業以外に、市町から同様の補助金が交付されている場合や交付されることが確実な場合は、支援額の調整が必要になります。
- ・国のQ&A問5-8にとおり、肥料価格高騰対策事業における肥料高騰額を国、県、市町の支援金の合計が超える場合は県、又は、市町の支援額を調整します。
- ・同様な事業を実施する市町に情報提供する必要があるため、参加者名簿【業務方法書参考様式第1号】、【県実施要領様式第2-2号】の欄外に市町名を記載してください。

### ※取組実施者のみなさまへ（事業上の注意）

○参加農業者からの申請内容は、取組実施者の皆様で精査を行ってください。

（肥料法に適合した申請か、添付資料はそろっているか など）

○令和5年12月までに中間報告、令和6年11月までに取組実施状況報告をしていただく必要があります。

○令和6年中に抽出検査を行います。また、国の補助事業のため、会計検査院の検査の対象です。検査に対応するため、取組実施者の皆様には、取組に関する記録を保管していただくことが必要です。

○取組に関する記録は、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存してください

様式第1号

文書番号等がない場合は不要

〇〇番〇〇号  
令和5年〇月〇日

香川県農業再生協議会  
会長 尾崎 英司 殿

所在地 高松市番町〇〇  
取組実施者名 株式会社香川  
代表者氏名 代表取締役 香川 一郎

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の~~（変更）~~承認申請書

令和5年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、取組計画書を作成（変更）したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の2の（1）~~（第9の2の（3））~~に基づき、別添のとおり提出する。

（注）参考様式第1号（参加農業者名簿）、参考様式第2号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

変更でない場合は不要

提出時には削除

別添

肥料価格高騰対策事業取組計画書 ~~(取組実績報告書)~~

秋用肥料分	春用肥料分	年間
	○	

今回は春用肥料分に  
○を入れてください

(注) 該当するものに○を付けること

申請時には削除してください

第1 取組実施者の概要

取組実施者名	株式会社香川	
代表者の役職・氏名	代表取締役 香川 一郎	
取組実施者の住所	〒760-0000 高松市番町00	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	営業部 部長 香川 次郎
	電話番号	000-0000-0000
	E-mail	000@00000000

第2 参加農業者の概要

参考様式第1号のとおり。

参加農業者数 (件)
5

参加農業者一覧をもとに参加人数と支援金額を記載ください

第3 所要額

347,000円 (~~秋用肥料分~~/春用肥料分/~~年間~~)

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

第4 誓約・同意事項

取組実施者(参加農業者を含む)は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	○
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。		
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。		
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。		
ア 取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合		
イ 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合		
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。		

計算式が入っているので  
自動で計算されます。

業務方法書細則  
様式第1号を  
もとに記載

参考様式第1号

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者 氏名 又は 法人・組織名	支援予定額 (円)		取組メ ニュー	化学肥料低減取組具体的な取組内容	取組面積 (ha)	作物名	住 所 (市町名のみ)	他の取組 実施者に 申請あり 【1】を 立てる		
										取組メ ニュー	取組内容
		秋用肥料(令和4年6月～令和4年10月購入分) (春用肥料(令和4年11月～令和5年5月購入分))	当年の肥料費								
1	農業 太郎	150,000	21,600	ア	ECを測定して、肥料設計を検討する	0.5	ネギ	高松市			
				エ	牛ふん堆肥を1t/10a散布	0.5	ネギ				
2	農業 次郎	10,000	1,400	エ	鶏ふん堆肥の活用200kg/10a	0.1	オクラ	高松市			
				ク	緑肥(ヘアリーベッチ)のすき込み	0.1	オクラ				
3	農業 花子	300,000	43,300	ア	養液栽培の給液、排液ECの調査による給液量、給液濃度の調整	0.1	イチゴ	高松市			
				シ	点滴かん水チューブによる施肥	0.1	イチゴ				
4	株式会社高松	1,300,000	187,700	ア	土壌分析点数を増加し、結果に基づき施肥設計の検討	16	水稲	高松市			
				キ	有機質肥料(〇〇)の利用	16	水稲				
5	農技組合法人かがわ	650,000	93,800	カ	稲わら、麦わらのすき込み	8	水稲	高松市	1		
				コ	低P K肥料(〇〇)の利用	8	水稲				
集計	-	2,410,000	347,800	-	-	-	-				

(注)

- 「肥料価格高騰緊急支援事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
なお、肥料の種類、質量、購入費が記載されているものに限る。
- 支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  
支援予定額 = (当年の肥料費) - (当年の肥料費) ÷ (高騰率) ÷ 0.9 × 0.7  
支援額は百円未満は切り捨てることとする
- 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「支援予定額」を「支援額」とする。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

農業者の提出した証拠書  
類の対象金額を記入

市町の独自助成との調整や複数の  
取組実施者に申請している場  
合の確認作業に必要になりますの  
で、記載してください